

岩手県告示第471号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区の一円の区域
- 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 集団繁殖地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 椿島及び青松島は、ウミネコの繁殖地として有名であり、椿島は国の天然記念物に、青松島は県の名勝・天然記念物に指定されている。ウミネコ等の鳥獣の生息環境を保全し、その保護繁殖を図るため、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定しようとするものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
 - イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - ウ 生活環境被害等の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成24年7月10日から同月23日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター